

亀山市告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和6年7月9日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21962
- 3 路線名 本町18号線
- 4 道路の区間
  - (1) 起点 本町四丁目784番4地内
  - (2) 終点 本町四丁目784番4地内
- 5 重要な経過地 なし

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21963
- 3 路線名 川合52号線
- 4 道路の区間
  - (1) 起点 川合町字長妻1233番1地先
  - (2) 終点 川合町字長妻1229番19地先
- 5 重要な経過地 なし

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21964
- 3 路線名 川合53号線

#### 4 道路の区間

(1) 起点 川合町字長妻1229番4地内

(2) 終点 川合町字長妻1229番4地内

5 重要な経過地 なし

#### 第4

1 道路の種類 市道

2 路線番号 41344

3 路線名 梶ヶ坂1号線

#### 4 道路の区間

(1) 起点 加太梶ヶ坂字梶ヶ坂3631番3地先

(2) 終点 加太梶ヶ坂字梶ヶ坂3644番地先

5 重要な経過地 なし

#### 第5

1 道路の種類 市道

2 路線番号 41345

3 路線名 市場1号線

#### 4 道路の区間

(1) 起点 加太市場字市場3376番1地先

(2) 終点 加太市場字市場3379番1地先

5 重要な経過地 なし